

公告第5-19号
令和6年2月27日
平和堂健康保険組合

規約の変更について

令和6年2月14日開催の第113回組合会にて承認されました規約の変更について、2月22日付で近畿厚生局より認可されましたので下記の通り公告します。

記

1.規約変更内容

平和堂健康保険組規約の一部を次のように変更する。

第45条中「105分の53.0は事業主、105分の52.0は被保険者」を「106分の53.5は事業主、106分の52.5は被保険者」に改める。

2.施行日

この規約は、令和6年3月1日から施行する。

以上